

## 指導検査基準(指定障害児相談支援)

### ○根拠法令

「法」 = 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

「施行規則」 = 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「厚労令29」 = 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

「厚労告126」 = 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）

「厚労告181」 = 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第181号）

「障発0330第23通知」 = 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

「区規則」 = 文京区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月28日規則第19号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</li> <li>(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</li> <li>(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</li> <li>(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</li> <li>(5) 指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</li> <li>(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</li> </ul>	法第24条の31 厚労令29 第2条第1項 厚労令29 第2条第2項 厚労令29 第2条第3項 厚労令29 第2条第4項 厚労令29 第2条第5項 厚労令29 第2条第6項
第2 人員に関する基準 1 従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を、必ず一人以上置いているか。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差支えない。</li> </ul>	法第24条の31 第1項 厚労令29 第3条 厚労告225

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
2 管理者	<p>(2) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35またはその端数を増すごとに増員しているか。なお、計画相談対象障害者等の数は、前6か月の平均値とする。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。</p>	厚労令29 第4条
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、利用者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(平成26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援事業の内容</p> <p>③ 当該指定計画相談支援につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定計画相談支援の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>なお、モニタリング結果については、以下にあげる場合その他必要な場合に区市町村に報告すること。</p> <p>① 支給決定の更新や変更が必要となる場合</p> <p>② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</p> <p>③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは、利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対して自ら適切な指定特定計画相談支援を提供することが困難な場合である。</p>	<p>法第24条の31 第2項</p> <p>厚労令29 第5条第1項</p> <p>厚労令29 第5条第2項 障発0330第23通知 第二-2(1)</p> <p>厚労令29 第6条第1項 障発0330第23通知 第二-2(2)</p> <p>厚労令29 第7条 障発0330第23通知 第二-2(3)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令29第8条
5 受給資格の確認	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	厚労令29第9条
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令29第10条
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。事業所の名称、当該従事者の氏名の記載があるか。なお、写真や職能があることが望ましい。	厚労令29第11条 障発0330第23通知第二1-(7)
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、同意を得ているか。</p>	厚労令29第12条第1項 平24 厚労告126  厚労令29第12条第2項  厚労令29第12条第3項  厚労令29第12条第4項
9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	厚労令29第13条
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象障害者等に対し、当該障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p>	厚労令29第14条第1項  厚労令29第14条第2項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
11 指定計画相談支援の 具体的取扱方針	<p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することはないか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第1項</p> <p>厚労令29 第15条第1項第1号</p> <p>厚労令29 第15条第1項第2号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第1号</p> <p>厚労令29 第15条第1項第2号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第3号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第4号 障発0330第23通知 第二-2(11)⑥</p> <p>厚労令29 第15条第2項第5号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第6号</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
	<p>⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>※障害児支援利用計画案の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児及びその家族の生活に対する意向</li> <li>・総合的な援助の方針</li> <li>・生活全般の解決すべき課題</li> <li>・提供される福祉サービス等の長期的な目標及びそれを達成するための短期的目標並びにそれらの達成時期</li> <li>・福祉サービス等の種類、内容、量</li> <li>・福祉サービス等を提供する上での留意事項</li> <li>・区市町村に対するモニタリングの期間に係る提案 等</li> </ul> <p>⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握及び障害児についての継続的な評価(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録しているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第2項第7号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第8号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第9号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第10号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第11号</p> <p>厚労令29 第15条第2項第12号</p> <p>厚労令29 第15条第3項</p> <p>厚労令29 第15条第3項第1号</p> <p>厚労令29 第15条第3項第2号 障発0330第23通知 第二-2(11)⑩</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
	<p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用しているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、指定障害児入所施設等と連携を図るとともにあらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令29 第15条第3項第3号</p> <p>厚労令29 第15条第3項第4号</p> <p>厚労令29 第15条第3項第5号 障発0330第23通知 第二-2(11)⑩</p>
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>厚労令29 第16条</p>
13 計画相談支援対象障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令29 第17条</p>
14 管理者の責務	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (第1 基本方針、第2 人員に関する基準、第3 運営に関する基準)</p>	<p>厚労令29 第18条第1項</p> <p>厚労令29 第18条第2項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
15 運営規程	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者は、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載。</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 提供方法及び内容は、サービスの内容、相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載。 受領する費用及びその額は、障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わないものに限る。）のほか、通常の事業実施地域以外の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合の交通費を指す。</li> <li>⑤ 通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されること。なお、これは、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えることを妨げるものではない。</li> <li>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑧ その他運営に関する重要事項</li> </ul> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について講じているか。 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」（平成23年法律第79号）において規定しているより実効性を担保する観点から、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 虐待の防止に関する責任者の選定</li> <li>② 成年後見制度の利用支援</li> <li>③ 苦情解決体制の整備</li> <li>④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）を指す。</li> </ul>	<p>厚労令29 第19条</p> <p>障発0330第23通知 第二-2(15)</p>
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加を計画的に確保しているか。</p>	<p>厚労令29 第20条第1項 障発0330第23通知 第二-2(16)①</p> <p>厚労令29 第20条第2項</p> <p>厚労令29 第20条第3項 障発0330第23通知 第二-2(16)③</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
17 設備及び備品等	<p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可)</p> <p>①専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。  ②申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。  ③必要な設備、備品を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設であって事業の運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品を使用することは差し支えない。)</p>	厚労令29 第21条 障発0330第23通知 第二-2(17)
18 衛生管理等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	厚労令29 第22条第1項 厚労令29 第22条第2項
19 掲示等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の訪問者の見やすい場所に、</p> <p>①運営規程の概要  ②障害児相談支援の実施状況  ③相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制  ④苦情相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等  ⑤区の虐待通報・相談窓口  ⑥その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項を公表(ホームページによる掲載等)に努めているか。</p>	厚労令29 第23条第1項 障発0330第23通知 第二-2(19)①  厚労令29 第23条第2項 障発0330第23通知 第二-2(19)②
20 秘密保持等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	厚労令29 第24条第1項  厚労令29 第24条第2項 障発0330第23通知 第二-2(20)②  厚労令29 第24条第3項 障発0330第23通知 第二-2(20)③
21 広告	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該障害児特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	厚労令29 第25条
22 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p>	厚労令29 第26条第1項  厚労令29 第26条第2項



項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
23 苦情解決	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を受受していないか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。必要な措置としては、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項等に記載し、障害児及びその家族に説明するとともに、事務所に掲示することが望ましい。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により文京区長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して文京区長が行う調査に協力するとともに、文京区長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) (4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力するとともに、都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都知事、区市町村又は文京区長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都知事又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>厚労令29 第26条第3項</p> <p>厚労令29 第27条第1項 障発0330第23通知 第二-2(22)</p> <p>厚労令29 第27条第2項</p> <p>厚労令29 第27条第3項</p> <p>厚労令29 第27条第4項</p> <p>厚労令29 第27条第5項</p> <p>厚労令29 第27条第6項 厚労令29 第27条第7項</p>
24 事故発生時の対応	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ① 利用者等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法を、予め定めておくことが望ましい。  ② 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ③ 事故が発生した際は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>厚労令29 第28条第1項 厚労令29 第28条第2項</p> <p>厚労令29 第28条第3項 障発0330第23通知 第二-2(23)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
25 会計の区分  26 記録の整備	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日（相談支援の完結日）から5年間保存しているか。</p> <p>① 第3の11の(3)に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録            ② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳                イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画                ロ アセスメントの記録                ハ サービス担当者会議等の記録                ニ モニタリングの結果の記録            ③ 第3の13に規定する区市町村への通知に係る記録            ④ 第3の23の(2)に規定する苦情の内容等の記録            ⑤ 第3の24の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令29 第29条</p> <p>厚労令29 第30条第1項</p> <p>厚労令29 第30条第2項 障発0330第23通知 第二-2(25)</p>
第4 変更の届出等  1 変更の届出	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の60、区規則第4条で定める下記の事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を文京区長に届け出ているか。</p> <p>① 事業所（施設）の名称及び所在地（設置の場所）            ② 申請者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地            ③ 代表者の氏名及び住所（生年月日、職名等）            ④ 当該指定に係る事業に関する申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書（登記簿の謄本）又は条例等            ⑤ 事業所の平面図及び設備の概要            ⑥ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴            ⑦ 主たる対象者            ⑧ 運営規程            ⑨ 当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項            ⑩ 役員の名、住所、生年月日</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、また、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開の日から10日以内に次の事項を文京区長に届け出ているか。</p>	<p>法第24条の32第1項 施行規則第25条の 26の7第1項～第2項 区規則 第4条 (第5号様式)</p> <p>法第24条の32第2項 施行規則第25条の 26の7第3項 区規則 第4条 (第6号様式)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
2 業務の管理体制の整備	<p>① 廃止（休止・再開）する事業所  ② 廃止・休止・再開した年月日  ③ 廃止・休止した理由  ④ 現に指定計画相談支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）  ⑤ 休止予定期間</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、区市町村長に遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>①指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児相談支援事業者  ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。  ②指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児相談支援事業者  ア 法令遵守責任者を選任しているか。  イ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備しているか。  ③指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者  ア 法令遵守責任者を選任しているか。  イ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備しているか。  ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、区市町村長に、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>①事業者の名称、主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ②法令遵守責任者の氏名及び生年月日  ③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）  ④業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>法第24条の38第1項  施行規則第25条の26の8</p> <p>法第24条の38第1項  施行規則第25条の26の9</p>
<p>第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>※ 障害児相談支援給付費単位数表  イ 障害児支援利用援助費 1,611単位  ロ 継続障害児支援利用援助費 1,310単位</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める一単位の単価  文京区等の特別区（一級地）在住障害児は、千分の千百二十</p>	<p>法第24条の26第2項</p> <p>厚労告126の一  厚労告128</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
<p>2 障害児相談支援費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費</p> <p>(2) 継続障害児利用援助費</p> <p>(3) その他</p>	<p>(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>①障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>②障害児支援利用援助費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>①継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 取扱件数が40未満である場合または40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>②継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥（第3の11の(3)の③において準用する場合を含む）、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで（第3の11の(3)の③において準用する場合を含む）又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、所定単位数を算定していないか。</p> <p>第3の11の(2)の⑥ アセスメントにあたって障害児の居宅の訪問、障害児及びその家族との面談</p> <p>⑧ 障害児支援利用計画案の内容を障害児及びその家族に説明し、文書による障害児等の同意を得る。</p> <p>⑨ 障害児支援利用計画案を障害児等に交付</p> <p>⑩ 障害児支援利用計画案をもとにサービス担当者会議を開催</p> <p>⑪ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容を障害児及びその家族に説明し、文書による同意を得る。</p> <p>⑫ 作成した障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付</p> <p>第3の11の(3)の② モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者との連絡を継続的に行い、モニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問・面接しその結果を記録する。</p> <p>第3の11の(3)の③ 障害児支援利用計画の変更</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合に、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。</p>	<p>厚労告126の二</p> <p>厚労告126 別表の1の注1</p> <p>厚労告126 別表の1の注2</p> <p>厚労告126 別表の1の注3</p> <p>厚労告126 別表の1の注4</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
<p>3 利用者負担上限額管理加算</p> <p>4 初回加算</p> <p>5 特定事業所加算</p>	<p>③ 平成24年厚生労働省告示第233号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」(中山間地域や離島等)に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合(①に定める場合を除く。)に特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数(150単位/月)を加算しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、その他次のアおよびイのいずれにも適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>イ 障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援または障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。</p> <p>イ 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位</p> <p>ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位</p> <p>ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位</p> <p>ニ 特定事業所加算(Ⅳ) 150単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>① 特定事業所加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること</p> <p>2 障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること</p> <p>3 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること</p> <p>4 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、1に規定する主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること</p> <p>5 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること</p> <p>6 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること</p> <p>7 第5の2の1に規定する取扱件数が40未満であること</p>	<p>厚労告126 別表の1の注5</p> <p>厚労告126 別表の2の注</p> <p>厚労告126 別表の3の注 厚労告181の一</p> <p>厚労告125 別表4の注</p> <p>厚労告181の二</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	<p>② 特定事業所加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ①の2、3、5、6、7の基準に適合すること。</li> <li>2 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談従事者現任研修を修了していること。</li> <li>3 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、1に規定する相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること</li> </ol> <p>③ 特定事業所加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ①の2、3、5、6、7の基準に適合すること。</li> <li>2 ②の3の基準に適合すること。</li> <li>3 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</li> </ol> <p>④ 特定事業所加算（Ⅳ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ①の2、3、5、6、7の基準に適合すること。</li> <li>2 ②の3の基準に適合すること。</li> <li>3 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</li> </ol>	
6 入院時情報連携加算	<p>障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算はしない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>イ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位 ア以外の方法により、当該病院の職員に対して当該利用者に係る必要な情報</p>	<p>厚労告126 別表5の注</p> <p>厚労告181の三</p>
7 退院・退所加算	<p>児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、障害者支援施設、病院等、刑事施設、少年院、更生保護施設、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設又は救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に入院、入所等をしてきた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合には、入所、入院等の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合を除く。）。</p>	<p>厚労告126 別表6の注</p>
8 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>第1の（3）に規定する福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。</p>	<p>厚労告126 別表7の注</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
9 サービス担当者会議 実施加算	指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、第3の12の(10)に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位を加算しているか。	厚労告126 別表8の注
10 サービス提供時モニタリング加算	指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供場所を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しない。	厚労告126 別表9の注
11 行動障害支援体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。	厚労告126 別表10の注  厚労告181の四
12 要医療児者支援体制加算	イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。	厚労告126 別表11の注  厚労告181の五
13 精神障害者支援体制加算	イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者を1名以上配置していること。 イ アに規定する者を配置している旨を公表していること。	厚労告126 別表12の注  厚労告181の六

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令
14 地域生活支援拠点等 相談強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援児」という。)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 第3の15に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	厚労告126 別表13の注  厚労告181の七
15 地域体制強化共同支 援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、第1の3に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、地域自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 第3の15に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	厚労告126 別表14の注  厚労告181の七